

■d ポイントクラブ特約ローソン特約

新	旧
<p>本特約は、株式会社ローソン（以下「ローソン社」といいます。）が、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ社」といいます。）の運営・提供する共通ポイントサービス「dポイント」について、「ローソン」、「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア 100」の店舗におけるご利用等について定めるものです。なお、当該店舗であっても共通ポイントサービスをご利用いただけない店舗がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントサービスをご利用いただける店舗を「対象店舗」といいます。）。本特約は、d ポイントクラブ特約の一部として構成され、<u>民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当するもの</u>とします。本特約に定めのない事項は、ドコモ社の定めるd ポイントクラブ会員規約、d ポイントクラブ特約及びドコモ社のプライバシーポリシー、ローソン社のプライバシーポリシー等の定めるところによるものとします。また、本特約において特段の定義のない場合、本特約で使用する用語の意味は、d ポイントクラブ特約の定めに従うものとします。</p>	<p>本特約は、株式会社ローソン（以下「ローソン社」といいます。）が、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ社」といいます。）の運営・提供する共通ポイントサービス「dポイント」について、「ローソン」、「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア 100」の店舗におけるご利用等について定めるものです。なお、当該店舗であっても共通ポイントサービスをご利用いただけない店舗がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントサービスをご利用いただける店舗を「対象店舗」といいます。）。本特約は、d ポイントクラブ特約の一部として構成されるものとし、本特約に定めのない事項は、ドコモ社の定めるd ポイントクラブ会員規約、d ポイントクラブ特約及びドコモ社のプライバシーポリシー、ローソン社のプライバシーポリシー等の定めるところによるものとします。また、本特約において特段の定義のない場合、本特約で使用する用語の意味は、d ポイントクラブ特約の定めに従うものとします。</p>
<p>第 2 条（ポイントの内容及び取扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ローソン 	<p>第 2 条（ポイントの内容及び取扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ローソン

<p>社の業務等が停止したときは、ローソン社は<u>自己の故意又は重過失なき限り、その責を負いません。</u>またポイントの進呈・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、または業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責を負わないことをあらかじめご了承ください。</p>	<p>社の業務等が停止したときは、ローソン社はその責を負いません。またポイントの進呈・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、または業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責を負わないことをあらかじめご了承ください。</p>
<p>第3条（本特約の変更） ローソン社は、<u>民法第548条の4の定型約款変更の規定に基づいて、本特約を変更することができるものとします。</u></p>	<p>第3条（本特約の変更） ローソン社は、<u>お客様に事前の承諾を得ることなく、告知あるいは当社が適当と判断する方法にて本規約を変更することができるものとします。</u></p>